

平成 27 年度 松阪市文化センターのあり方 市民討議会



日 時：平成 27 年 11 月 21 日（土） 13：30 ～ 16：30

会 場：松阪市産業振興センター 3 階研修ホール

※ 当日の提案内容や意見がそのまま市の方針となるものではありません。文化センターの今後のあり方を検討していく上での貴重な参考意見として取り扱いさせていただきます。

松 阪 市

松阪市文化センターのあり方市民討議会 タイムスケジュール

【開催日】平成27年11月21日(土)

予定時間	内容	備考
13:30 ～ 13:35	開会・挨拶	松阪市長 竹上 真人
13:35 ～ 13:40	コーディネーター・ナビゲーター紹介	公共施設マネジメント推進室
13:40 ～ 13:45	協力団体挨拶	名古屋大学 名誉教授 谷口 元
		一般財団法人地域総合整備財団くふるさと財団> 開発振興部長 土居 俊彦
13:45 ～ 13:55	文化センターのあり方市民討議会の進め方	公共施設マネジメント推進室
13:55 ～ 15:10	市民討議会 ○文化センターの現状について ○実施事業・自主／共催事業、施設の有効活用について	文化課
15:10 ～ 15:15	休憩	
15:15 ～ 16:05	市民討議会 ○施設の管理運営体制、施設のあり方について ○市民ディベーター、当日参加者による質疑・意見等	
16:05 ～ 16:15	まとめ	名古屋大学 名誉教授 谷口 元
16:15 ～ 16:20	協力団体挨拶	一般財団法人地域総合整備財団くふるさと財団> 開発振興部長 土居 俊彦
16:20 ～ 16:25	挨拶	松阪市長 竹上 真人
16:30	閉会	

松阪市文化センターのあり方市民討議会 出席者名簿

役 割	氏 名	所 属 等
コーディネーター	谷口 元	名古屋大学 名誉教授
ナビゲーター	橋本 浩幸	兵庫県立大学 准教授
	川嶋 幸夫	構想日本 政策アナリスト
市民ディベーター	村田 善清	松阪市行財政改革推進委員会委員（※1） 松尾まちづくり協議会 会長
	松浦 信男	松阪市行財政改革推進委員会委員（※1） 万協製薬株式会社 代表取締役社長
	中川 佳久	元 幸せシティサポーター（※2）
	村田 満彦	元 幸せシティサポーター（※2）
	鈴木 久美子	元 幸せシティサポーター（※2）
	辻 タツ子	元 幸せシティサポーター（※2）
	伊藤 智子	元 松阪市文化センターのあり方検討委員会委員（※3）
	馬場 隼三	元 松阪市文化センターのあり方検討委員会委員（※3）
	比留間 町子	元 松阪市文化センターのあり方検討委員会委員（※3）
	久米 真利子	松阪市文化センター運営委員会委員（※4）
	前川 高司	松阪市文化センター運営委員会委員（※4）
	水谷 美治	松阪市文化センター運営委員会委員（※4）

※1 【松阪市行財政改革推進委員会】

松阪市が取り組んでいる行財政改革に対して、外部の客観的な視点から評価・検証を行った上で、提案・意見をいただく外部委員組織で、学識経験者や民間企業の経営者、地域の代表者など8名で構成する。

※2 【幸せシティサポーター】

平成26年度から4ヶ年の総合計画を市民目線の計画にするための公募の市民24人による会議体で、3グループに分かれて議論をいただくとともにシンポジウムを開催し、ここで出された意見や提案をとりまとめ、総合計画の基本計画の施策に反映した。

※3 【松阪市文化センターのあり方検討委員会委員】

平成23年4月に松阪市の文化センターの自主事業及びあり方について、10名の委員からなる検討委員会にて6回の会議を開催し、現状分析を行うとともに、今後の課題や方向性について検討を行い、同年10月に提言書を提出した。

※4 【松阪市文化センター運営委員会委員】

平成27年4月から10名の委員からなる委員会にて、文化センターの運営に関し調査及び審議を行います。

コーディネーター

◆谷口 元（名古屋大学 名誉教授）◆

ファシリティマネジメント（FM）調査研究、産官学連携としてのFMモデル構築、そしてFM高等教育によるファシリティマネージャーの構築などの実施を目的として設立された「名古屋大学ファシリティマネジメント研究会（通称：名大FM研究会）」を担当する。業界を問わず先進FM事例の調査研究や大学間コンソーシアムを活用したベンチマーク評価、そしてFM高等教育プログラムを提供し、様々な分野でのFM研究に活躍されている。

ナビゲーター

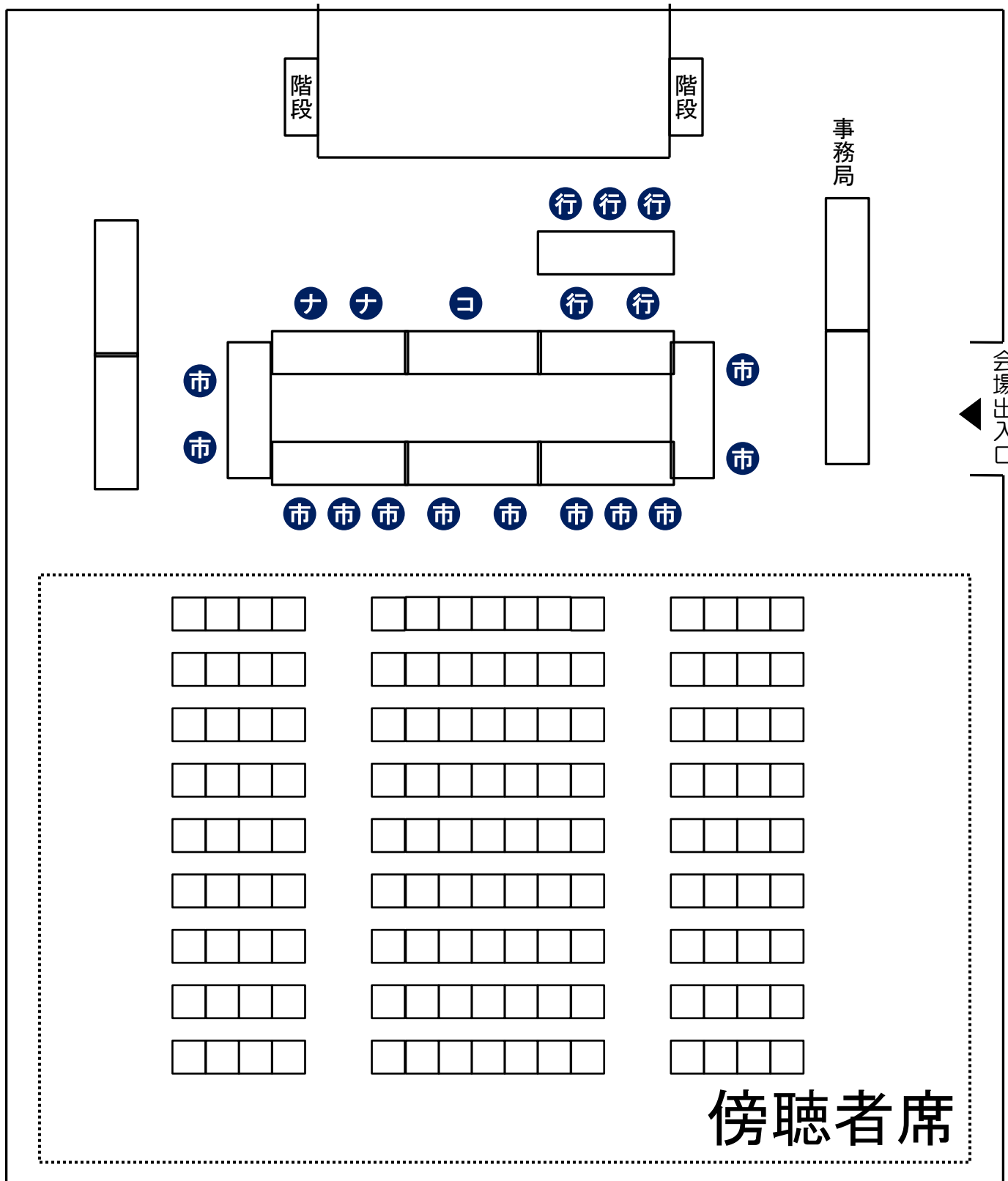
◆橋本 浩幸（兵庫県立大学 准教授）◆

経済成長理論、特に、人口動態が経済成長に与える影響の研究を専門とし、働き方や教育のあり方と経済成長との関係に関心をよせる。講演などでは、経済学の立場から、市民の暮らしと政府の活動がどのように関わっているかをやさしく解説している。最近では、「あなたのお金の使われ方 - 財政と金融のいま - （2012年度 兵庫県立大学 丹波特別公開講座 第2回）」や「あなたのお金は誰が使っている？（2013年度 神戸市老眼大学 第3回）」で講師を務める。

◆川嶋 幸夫（構想日本 政策アナリスト）◆

平成23年3月に、東京都立川市総合政策部長を退職。平成24年度から構想日本で、自治体の事業仕分けなどを通じて全国の自治体の行財政改革の取り組みを支援するとともに、公共施設の最適化に取り組む自治体からの相談や計画づくり、市民等との合意形成のためのワークショップの開催などを支援している。

会場配置図



コ ……コーディネーター
ナ ……ナビゲーター

行 ……行政担当者
市 ……市民ディベーター

文化センターの概況について①

松阪市は、ホール機能を有した文化センターを 4 館保有しています。

4 館全てが平成 17 年の 1 市 4 町の合併以前に建設された施設であり、それぞれ合併前の地域の特性・ニーズに合わせて設置されました。

地域別では、本庁管内に「クラギ文化ホール」「農業屋コミュニティ文化センター」の 2 館、嬉野管内に「嬉野ふるさと会館」の 1 館、飯南管内に「飯南産業文化センター」の 1 館の構成となっており、それぞれの文化センターが、市民の文化享受の機会を提供・拡大するとともに文化芸術の創造と発展に対する支援、地域文化の発掘・育成と支援という役割を担っています。

<文化センター設置条例>

- ・ 松阪市文化センター条例（平成 17 年 1 月 1 日施行）
- ・ 松阪市飯南産業文化センター条例（平成 17 年 1 月 1 日施行）

文化センターの概況について②

クラギ文化ホール	設置目的	施設概要		施設の構成
	市民の文化 教養の向上 と福祉の増 進に寄与す るため	建設年月	昭和 57 年 3 月 (築 33 年)	ホール 1 楽屋 5 リハーサル室 3
		建設費	1,547,133 千円	
		設置形態	単独	
		構造・階数	鉄筋コンクリート 地上 3 階・地下 1 階	
		敷地面積	13,977 m ²	
		延床面積	4,746 m ²	
		ホール収容人数	1,300 席	
農業屋コミュニティ文化センター	設置目的	施設概要		施設の構成
	市民の文化 教養の向上 と福祉の増 進に寄与す るため	建設年月	平成 7 年 9 月 (築 20 年)	ホール 1 楽屋 4 リハーサル室 1
		建設費	1,274,728 千円	
		設置形態	単独	
		構造・階数	鉄筋コンクリート 地上 3 階・地下 0 階	
		敷地面積	2,032 m ²	
		延床面積	2,203 m ²	
		ホール収容人数	501 席	
嬉野ふるさと会館	設置目的	施設概要		施設の構成
	市民の文化 教養の向上 と福祉の増 進に寄与す るため	建設年月	平成 5 年 3 月 (築 22 年)	ホール 1 多目的ホール 1 会議室 1 楽屋 2 応接室 1 展示室 1
		建設費	1,798,540 千円	
		設置形態	複合(教育事務所)	
		構造・階数	鉄筋コンクリート 地上 2 階・地下 0 階	
		敷地面積	20,181 m ²	
		延床面積	3,788 m ²	
		ホール収容人数	706 席 (1F 512 席、2F 194 席)	
飯南産業文化センター	設置目的	施設概要		施設の構成
	地場産業及 び文化並び に芸術の振 興を図るた め	建設年月	平成 5 年 9 月 (築 22 年)	ホール 1 研修室 1 和室 1 調理実習室 1 控室 1
		建設費	670,000 千円	
		設置形態	複合(柿野出張所、教育事務所、公民館)	
		構造・階数	鉄筋コンクリート 地上 3 階・地下 0 階	
		敷地面積	8,228 m ²	
		延床面積	1,544 m ²	
		ホール収容人数	448 席	

文化振興に関する主な法令と松阪市の状況

○ 文化芸術振興基本法（平成13年12月施行）

「文化芸術振興基本法」は、文化・芸術の振興に関する基本的な理念・施策について定めた法律です。国・地方自治体は、文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重しながら、文化芸術の振興に関する施策を実施する責務を有するとしており、基本施策としては、「劇場、音楽堂の充実」や「地域における文化芸術活動の場の充実」等を掲げています。

○ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月施行）

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたってその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び、活力ある地域社会の実現と国際社会の調和ある発展を期するために制定された法律です。地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を設置運営する者の役割や、関係者等の相互の連携及び協力、取り巻く環境の整備を進めることを掲げています。

H20. 4. 1	『松阪市文化芸術振興条例』施行 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、松阪市における基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化の薫り高く心豊かで潤いのある市民生活の形成に資することを目的としています。
H23. 7. 27	『松阪市文化芸術団体連絡協議会』発足 松阪市内において文化芸術活動を行う団体ならびに関係機関相互の連絡協調を図り、松阪市における文化芸術の振興、発展に寄与することを目的としています。（13ジャンルの団体で構成）
H23. 9. 1	『松阪市文化芸術の振興に関する基本方針』策定 松阪市文化芸術振興条例第7条の規定に基づき、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めたものです。
H23. 10. 28	『松阪市文化センターの自主事業及び施設のあり方について』提言 自主事業及び会館経営を継続して展開していくためには、指定管理者制度 ^{（注1）} の導入を見据える必要があるが、意欲や専門性に配慮した適正な人員配置を行いつつ、現状の運営体制を見直し、自主事業も改善しながら当面は直営方式で維持していくことが望ましいということである。但し、一定期間（1～2年程度）のなかで成果をあげる努力を行い、明らかに改善がなされない場合は、指定管理者への移行等、自主事業を含めて会館の経営を外部化しなければならないものとする。（提言書抜粋）

（注1） 指定管理者制度とは、公共施設の利用について、多様化・高度化するニーズにより効果的、効率的に対応するため、公共施設の管理運営に民間事業者等の能力を活用し、サービスの質的向上と経費削減などを図っていく制度です。松阪市では、松阪農業公園ベルファーム、図書館等に導入されています。

自主事業の状況について



	クラギ文化ホール	農業屋コミュニティ文化センター	嬉野ふるさと会館	飯南産業文化センター	計
平成 26 年度 自主事業数	7	5	3	1	16

内訳

【種別内訳】

鑑賞系事業	5	4	2	1	12
創造系事業	1	0	0	0	1
普及系事業	1	1	1	0	3

【演目別内訳】

音楽	5	3	1	1	10
演劇	0	0	1	0	1
演芸	1	0	0	0	1
その他	1	2	1	0	4

文化センターの利用状況について(利用目的別)

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 実績

	クラギ文化ホール	農業屋コミュニティ文化センター	嬉野ふるさと会館				飯南産業文化センター			
	ホール	ホール	ホール	多目的ホール	会議室	応接室	ホール	和室	研修室	調理実習室
市行事	73	77	32	56	49	40	0	0	0	0
講演会・集会	15	47	8	50	29	16	0	0	0	0
コンサート	20	32	11	11	7	2	5	0	0	0
演劇	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0
映画	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞踊	12	7	8	7	7	3	0	0	0	0
伝統芸能	7	4	11	12	4	1	0	0	0	0
芸能発表会	4	42	25	43	9	0	0	0	0	0
学校行事	74	42	31	28	19	3	36	13	43	16
公民館教室等	0	0	0	0	0	0	194	87	207	66
公民館主催行事	0	0	0	0	0	0	10		9	12
その他	0	0	0	4	5	0	49	23	31	105
合計	208	258	126	211	129	65	294	123	290	199

利用者数	74, 579	51, 708	28, 043	11, 283	1, 984	287	17, 004	1, 959	9, 595	2, 871
------	---------	---------	---------	---------	--------	-----	---------	--------	--------	--------

文化センターの稼動状況について

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 実績

		クラギ文化ホール	農業屋コミュニティ文化センター	嬉野ふるさと会館				飯南産業文化センター			
		ホール	ホール	ホール	多目的ホール	会議室	応接室	ホール	和室	研修室	調理実習室
利用可能 件数(件)	午前	250	258	271	284	293	293	308	308	308	308
	午後	252	260	271	290	293	293	308	308	308	308
	夜間	259	263	304	306	308	308	308	308	308	308
	合計	761	781	846	880	894	894	924	924	924	924
利用実績 件数(件)	午前	152	175	104	165	89	58	67	29	66	64
	午後	170	204	116	159	109	58	69	27	101	64
	夜間	141	156	65	87	43	25	155	67	135	62
	合計	463	535	285	411	241	141	291	123	302	190
稼動率 (%)	午前	60. 8	67. 8	38. 4	58. 1	30. 4	19. 8	21. 8	9. 4	20. 8	20. 8
	午後	67. 5	78. 5	42. 8	54. 8	37. 2	19. 8	22. 4	8. 8	32. 8	20. 8
	夜間	54. 4	59. 3	21. 4	28. 4	14. 0	8. 1	50. 3	21. 8	43. 8	20. 1
	合計	60. 8	68. 5	33. 7	46. 7	27. 0	15. 8	31. 5	13. 3	32. 7	20. 6

文化センターの使用料について

文化センターの使用料については、松阪市文化センター条例及び飯南産業文化センター条例で定められおり、時間帯や曜日（平日、土・日曜日、休日）、営利目的か否か、入場料などの区分により、それぞれ設定されています。

- ◇ 基本使用料 …… ホール、会議室などの使用料
- ◇ 附属設備（附帯設備、器具備品等）使用料 …… 楽屋、リハーサル室、ピアノ、マイク、冷暖房設備などの使用料

例① 日曜日の9時から17時までクラギ文化ホールを使用した場合（入場料を徴収しない一般使用の場合）

基本使用料 45,350 円 + 附属設備使用料（注1）

（注1） 実際に使用された附属設備の使用料が必要です。

例② 日曜日の9時から22時まで農業屋コミュニティ文化センターを使用した場合（入場料1,000円を徴収する一般使用の場合）

基本使用料 29,160 円 + 附属設備使用料（注2）

（注2） 実際に使用された附属設備の使用料が必要です。

使用料（基本使用料及び附属設備使用料）の減免基準

全額免除	・ 市、教育委員会が主催する行事等で使用する場合 ・ 市内の小・中・高校、幼稚園、保育所が、公益又は教育目的のために使用する場合
100分の30に相当する額	・ 市民活動団体等が社会に貢献する行事等のために使用する場合 ・ 市外の学校が、公益又は教育目的のために使用する場合
100分の20に相当する額	・ 国又は他の地方公共団体が主催する行事等で使用する場合

文化センターの維持管理費等について

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 実績

【収入】 (千円)

	クラギ文化ホール	農業屋コミュニティ 文化センター	嬉野ふるさと会館	飯南産業文化センター
貸館使用料	5,044	5,528	6,199	341
自動販売機等収入	54	41	45	143
補助金等	15,415	0	0	0
ネーミングライツ	2,460	1,640	—	—
その他	474	158	0	0
合計	23,447	7,367	6,244	484

【支出】 (千円)

	クラギ文化ホール	農業屋コミュニティ 文化センター	嬉野ふるさと会館	飯南産業文化センター
人件費(正規職員)	15,632	15,632	11,083	2,171
人件費(非常勤職員)	4,207	4,207	774	1,191
光熱水費	14,397	9,875	9,727	3,938
委託料	23,931	20,617	13,901	3,917
賃借料	1,219	2,404	834	216
修繕費	1,665	921	2,948	580
その他	3,080	370	974	1,930
合計	64,131	54,026	40,241	13,943

文化センターの主な改修等の履歴と計画について

	クラギ文化ホール		農業屋コミュニティ文化センター		嬉野ふるさと会館		飯南産業文化センター	
	施工内容	費用(千円)	施工内容	費用(千円)	施工内容	費用(千円)	施工内容	費用(千円)
H18	東面改修工事等	53,554	舞台機構修繕工事	1,297	舞台吊物工事	4,200		
H19	調光操作卓及び南面外壁改修工事	78,844	舞台機構改修工事	1,596	階段室雨漏り改修工事	3,651		
H20	北面・西面雨漏り改修工事等	58,759						
H21	空調設備改修工事等	14,738	音響設備改修等	111,801				
H22	受変電設備改修工事	41,864	調光機器取替工事	82,282	舞台音響設備改修工事	10,767		
H23	舞台オーケストラ機構改修工事	1,680	吸収式冷暖房機等取替工事	42,003				
H24	自動火災報知設備更新工事	3,753						
H25							研修室音響、映像設備改修工事	2,242
H26							舞台音響設備改修工事	2,736
H27	非常用発電機改修工事等	91,221	非常灯改修修繕	3,803	調光用ボーターケーブル改修工事等	24,253	舞台音響設備改修工事	13,932
H28	吊り天井改修工事等	90,910					舞台音響設備改修工事	2,713
H29	音響アンプ、スピーカー改修工事等	50,439	舞台吊物電動装置改修工事	66,000	吊り天井改修工事等	40,000	建物(バルコニー部分)防水工事	2,000
H30	オーケストラ迫機構改修工事	61,040	吊り天井改修工事等	50,286				

耐用年数表（参考資料）

減価償却資産の耐用年数表【抜粋】（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年財務省令第 15 号））

種類	構造用途	細目	耐用年数
建物	劇場	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	41
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
			15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
		冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8

舞台設備の改修及び更新時期（出典：有限会社空間創造研究所作成）

舞台設備	部位	改修(年)	更新(年)
舞台機構設備	舞台機構操作卓	8～10	15～20
	舞台機構制御盤	8～10	15～20
	駆動部		15～20
	ワイヤーロープ・滑車等		10～15
	幕類		10～15
舞台照明設備	調光操作卓	8～10	15～20
	調光制御盤	8～10	15～20
	照明器具等		15～20
	給電ケーブル類		10～15
舞台音響設備	音響調整卓		10～15
	信号処理架・出力制御架		10～15
	周辺機器		5～10
	スピーカー		5～10

文化センターの課題について

- ① 4 館の文化センターについては、平成 17 年の合併以前に建設された施設であり、それぞれ合併前の地域の特性・ニーズに合わせて設置されました。
- ② 各文化センターともに老朽化が進行しており、施設改修費等に多額の費用を要する状況です。
- ③ 平成 23 年 10 月に出された「松阪市文化センターの自主事業及び施設のあり方について」の提言書の中には、指定管理者制度の導入を見据える必要がある旨の指摘がされています。



市民ニーズと合致しているか？
効率的な運用となっているか？

県内各市、及び近隣市に設置されている文化センターの概況について①

所在地	施設名	建設年月	施設の構成	管理運営	備考
津市	三重県総合文化センター	平成 6 年 6 月 (築 21 年)	大ホール(1,903 席)、中ホール(968 席)、小ホール(285 席)、リハーサル室(2)、楽屋(25)、会議室(3)、展示室(2)	指定管理／(公財)三重県文化振興事業団	設置者は三重県図書館、生涯学習センター、男女共同参画センターと併設
	津リージョンプラザ	昭和 62 年 5 月 (築 28 年)	お城ホール(605 席)、リハーサル室(1)、楽屋(3)、会議室(5)、和室(1)、展示室(2)	直営	図書館、保健センターと併設
	津市サンヒルズ安濃	平成 8 年 3 月 (築 19 年)	ハーモニーホール(600 席)、リハーサル室(1)、楽屋(4)、展示室(1)	直営	保健福祉センター、交流館、図書館と併設
	津市美里文化センター	平成 6 年 5 月 (築 21 年)	文化ホール(336 席)、楽屋(2)、会議室(3)	直営	図書館と併設
	津市芸濃総合文化センター	平成 8 年 9 月 (築 19 年)	市民ホール(445 席)、リハーサル室(1)、楽屋(3)、会議室(2)、和室(1)、展示室(2)	直営	市民アリーナ(472 席)、剣道場、図書館と併設
	サンデルタ香良洲	平成 6 年 9 月 (築 21 年)	多目的ホール(400 席)、楽屋(1)、会議室(4)、和室(1)	直営	図書館と併設
伊勢市	伊勢市観光文化会館	昭和 46 年 7 月 (築 44 年)	大ホール(1,300 席)、リハーサル室(1)、楽屋(7)、会議室(8)、和室(1)、展示室(1)	指定管理／(株)スコルチャ三重	
	三重県営アリーナ	平成 6 年 6 月 (築 21 年)	メインアリーナ(7,160 席)、サブアリーナ(1,002 席)、会議室(9)	指定管理／(株)スコルチャ三重	設置者は三重県

県内各市、及び近隣市に設置されている文化センターの概況について②

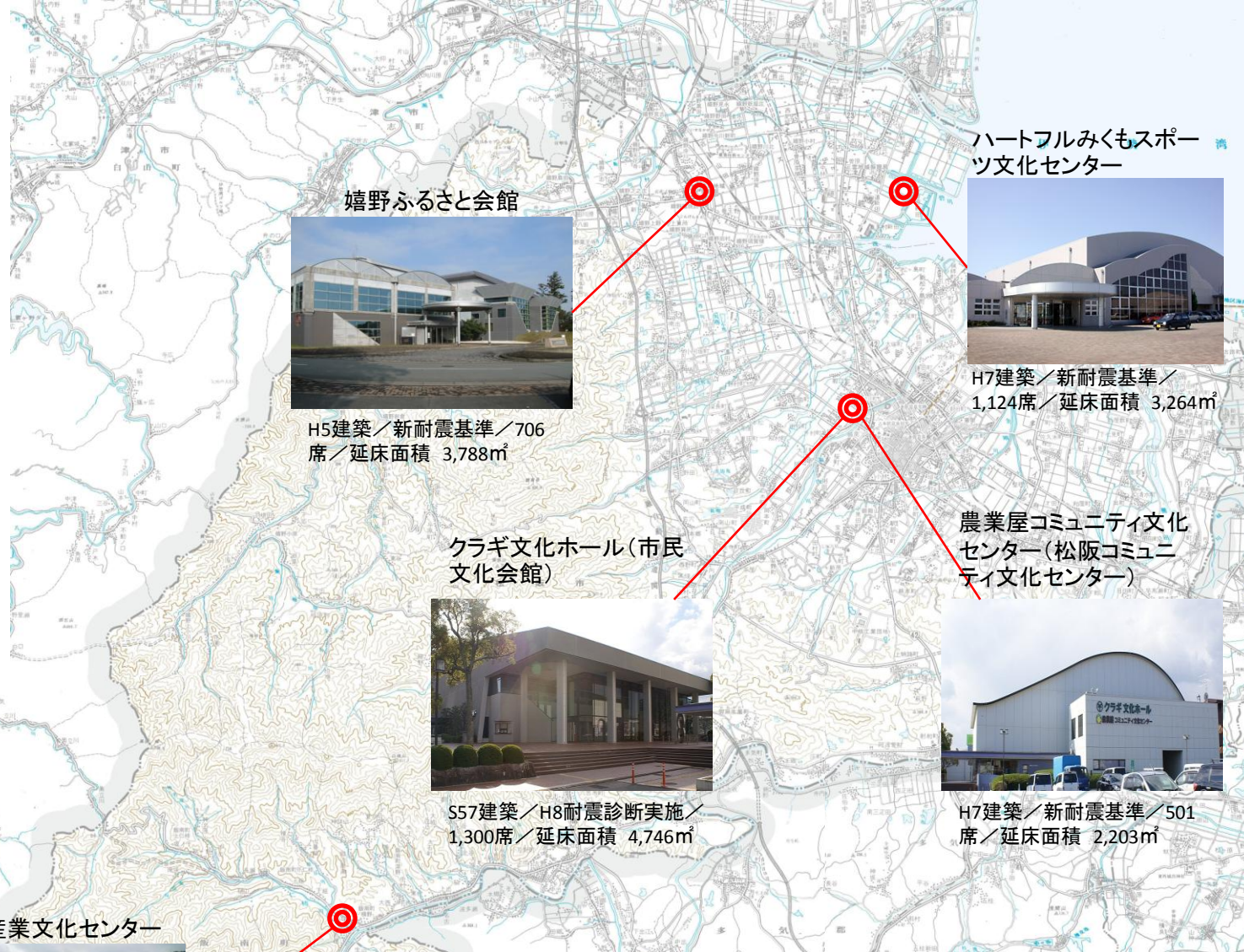
所在地	施設名	建設年月	施設の構成	管理運営	備考
鈴鹿市	鈴鹿市民会館	昭和 43 年 11 月 (築 47 年)	ホール(1,285 席)、リハーサル室(1)、楽屋(4)、展示室(1)	直営	
	鈴鹿市文化会館	昭和 63 年 3 月 (築 27 年)	けやきホール(500 席)、リハーサル室(1)、楽屋(2)、会議室(6)、和室(1)、展示室(1)	直営	プラネタリウムと併設
	鈴鹿市ふれあいセンター (ふれあいホール)	平成 9 年 3 月 (築 18 年)	多目的ホール(205 席)	直営	
四日市市	四日市市文化会館	昭和 57 年 6 月 (築 33 年)	第 1 ホール(1,786 席)、第 2 ホール(593 席)、リハーサル室(5)、楽屋(1)、会議室(5)、和室(1)、展示室(4)	指定管理／(公財) 四日市市文化まちづくり財団	
	四日市地域総合会館あさけプラザ	昭和 59 年 7 月 (築 31 年)	ホール(326 席)、楽屋(1)、会議室(5)、和室(2)	直営	体育館、図書館と併設
桑名市	桑名市民会館	昭和 42 年 3 月 (築 48 年)	大ホール(1,388 席)、小ホール(308 席)、リハーサル室(1)、楽屋(8)、会議室(6)、和室(1)、展示室(1)	直営	平成 19 年 8 月リニューアル工事
いなべ市	いなべ市北勢市民会館	平成 2 年 3 月 (築 25 年)	さくらホール(776 席)、リハーサル室(1)、楽屋(1)、会議室(1)、和室(1)	直営	
	いなべ市大安公民館	昭和 58 年 3 月 (築 32 年)	ホール(700 席)、会議室(2)	直営	
	いなべ市藤原文化センター	平成元年 4 月 (築 26 年)	市民ホール(389 席)、会議室(6)、展示室(1)	直営	藤原岳自然科学館と併設

県内各市、及び近隣市に設置されている文化センターの概況について③

所在地	施設名	建設年月	施設の構成	管理運営	備考
名張市	名張市青少年センター (アドバンスコープADSホール)	昭和58年10月 (築32年)	ホール(756席)、リハーサル室(2)、楽屋(1)、会議室(1)、和室(2)	直営	
亀山市	亀山市文化会館	昭和59年3月 (築31年)	大ホール(947席)、中央コミュニティセンター(400席)、リハーサル室(2)、楽屋(3)、会議室(1)	指定管理／(公財)亀山市地域社会振興会	
伊賀市	伊賀市文化会館 (さまざまホール)	平成3年8月 (築24年)	さまざまホール(1,181席)、リハーサル室(1)、楽屋(5)、会議室(1)、展示室(1)	指定管理／(公財)伊賀市文化都市協会	
	ふるさと会館いが	平成6年3月 (築21年)	大ホール(660席)、小ホール(144席)、リハーサル室(1)、楽屋(2)、会議室(1)、和室(1)	指定管理／(公財)伊賀市文化都市協会	
	青山ホール	平成6年7月 (築21年)	多目的ホール(446席)、リハーサル室(1)、楽屋(2)、会議室(1)、和室(1)	指定管理／(公財)伊賀市文化都市協会	
	あやま文化センター (さんさんホール)	平成16年12月 (築10年)	さんさんホール(328席)、リハーサル室(1)、楽屋(2)	指定管理／(公財)伊賀市文化都市協会	公民館と併設
鳥羽市	鳥羽市民文化会館	昭和47年10月 (築43年)	大ホール(702席)、楽屋(1)、会議室(5)、和室(1)	直営	
志摩市	志摩市志摩文化会館	平成9年1月 (築18年)	大ホール(600席)、小ホール(200席)、リハーサル室(1)、楽屋(2)、会議室(1)、和室(2)	直営	市役所支所と併設
	志摩市阿児アリーナ	平成3年8月 (築24年)	オーシャンホール(1,700席)、ベイホール(512席)、楽屋(3)、会議室(3)、和室(1)	直営	オーシャンホール(体育館兼用)

県内各市、及び近隣市に設置されている文化センターの概況について④

所在地	施設名	建設年月	施設の構成	管理運営	備考
尾鷲市	尾鷲市民文化会館 (せぎやまホール)	平成 5 年 3 月 (築 22 年)	大ホール(960 席)、リハーサル室(1)、楽屋(3)、会議室(1)、展示室(1)	指定管理／(公財)尾鷲文化振興会	
熊野市	熊野市民会館	昭和 46 年 12 月 (築 44 年)	ホール(760 席)、会議室(4)、和室(1)、展示室(2)	直営	
	熊野市文化交流センター	平成 21 年 8 月 (築 6 年)	交流ホール(300 席)、楽屋(2)、会議室(3)	直営	
多気町	多気町民文化会館	平成 4 年 8 月 (築 23 年)	多目的ホール(576 席)、リハーサル室(1)、楽屋(2)、会議室(4)、和室(1)、展示室(1)	直営	



クラギ文化ホール（松阪市民文化会館）



外観



ホール1,300席（内車イス席5席）



舞台（間口18m・奥行14m・高さ8m）



楽屋（舞台裏）



リハーサル室（舞台裏）

農業屋コミュニティ文化センター（松阪コミュニティ文化センター）



外観



ホール501席（内車イス席5席）



舞台（間口12m・奥行12m・高さ7m）



楽屋

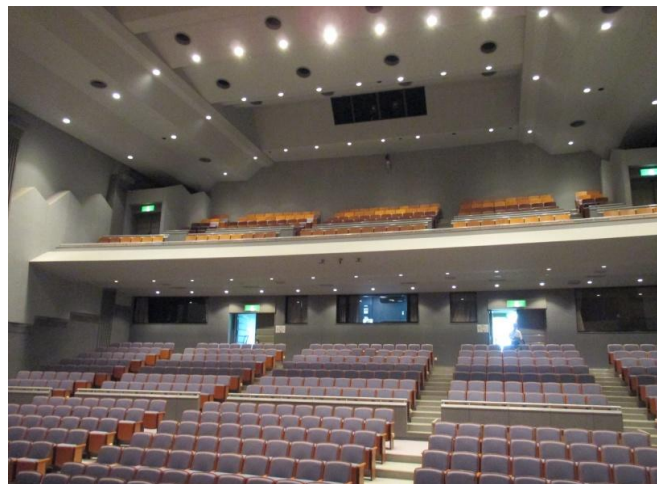


研修室兼リハーサル室

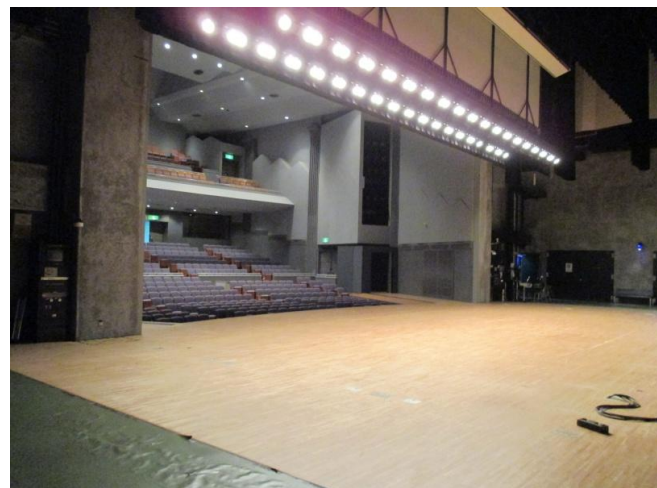
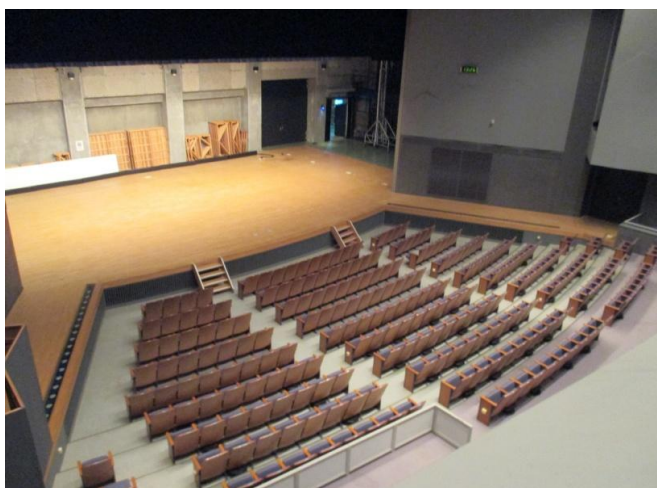
嬉野ふるさと会館



外観



大ホール706席（内車イス席4席）



舞台（間口15m・奥行11m・高さ8m）



楽屋



多目的ホール（184㎡）

飯南産業文化センター



外観



ホール客席448席



舞台（間口12.5m・奥行7.5m・高さ5m）



控室



調理実習室



和室

ハートフルみくもスポーツ文化センター



外観



アリーナ (455.55㎡)



ステージ



相談室



会議室

○松阪市文化センター条例

平成17年 1 月 1 日条例第257号

改正

平成25年12月18日条例第50号

松阪市文化センター条例

(設置)

第1条 松阪市は、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与するため、松阪市文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松阪市民文化会館	松阪市川井町690番地
松阪コミュニティ文化センター	松阪市川井町690番地
松阪市嬉野ふるさと会館	松阪市嬉野権現前町423番地88

(事業)

第3条 センターで行う事業は、別表第1に定めるとおりとする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次の表のとおりとする。ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

施設名	休館日
松阪市民文化会館 松阪コミュニティ文化センター	(1) 火曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
松阪市嬉野ふるさと会館	(1) 月曜日。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用時間)

第5条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用期間)

第6条 センターは、同一の内容で、連続して7日以上の使用及び例日を定める独占的な使用は、これを認めない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第7条 次に掲げる者は、センターの使用について、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 松阪市民文化会館のホールを使用しようとする者

(2) 松阪コミュニティ文化センターのホールを使用しようとする者

(3) 松阪市嬉野ふるさと会館のホール、会議室、多目的ホール及び応接室を使用しようとする者

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置目的に反すると認めるとき。

3 教育委員会は、施設の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者等に対する指示）

第9条 教育委員会は、センターの管理上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（使用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は使用を中止させることができる。

（1） 前条の指示に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の行為によりセンターの使用の許可を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、公共の福祉のためやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用者が前項第1号から第3号までのいずれかに該当し同項の処分を受けた場合において使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会はその賠償の責を負わない。

（使用料）

第11条 センターの使用料の額は、別表第2から別表第4までに定めるとおりとする。

2 センターの附属設備の使用料の額は、一点又は一式につき19,000円以下の範囲内において市長が定める。

3 前2項の使用料は、使用の許可をする際指定する日までに、納付しなければならない。

4 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 災害その他使用者の責によらない理由により使用することができないとき。

（2） 市長が公益上やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、若しくは変更させ、又は中止を命じたとき。

（3） 使用者が次の表の期日までに使用を取り消し、又は変更を求める申し出をし、市長がこれを許可したとき。

施設	区分	期日
松阪市民文化会館	ホール	使用開始の40日前
松阪コミュニティ文化センター	ホール	使用開始の40日前
松阪市嬉野ふるさと会館	ホール	使用開始の40日前
	多目的ホール	使用開始の当日
	会議室	使用開始の当日
	応接室	使用開始の当日

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（特別の設備等）

第13条 使用者は、センターの使用に当たっては特別の設備をし、又は既存の設備を変更することができない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは既存の設備を変更した場合は、使用後直ちに原状に復さなければならない。第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは許可の条件を変更させられ、又は中止を命ぜられた場合も同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第15条 使用者は、センターの使用中に建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

（松阪市文化センター運営委員会）

- 第16条 センターの運営に関し調査及び審議するため、松阪市文化センター運営委員会を置く。
(委任)
- 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。
(罰則)
- 第18条 詐欺その他不正の行為により、第11条の規定による使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- (1) 第7条第3項の規定により付けられた条件に違反してセンターを使用した者
 - (2) 第8条の規定に違反した者
 - (3) 第9条の指示に従わなかった者
 - (4) 第10条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わずセンターを使用した者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為により許可を受けてセンターを使用した者
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松阪市民文化会館条例(昭和57年松阪市条例第3号)、松阪コミュニティ文化センター条例(平成7年松阪市条例第25号)又は嬉野町ふるさと会館設置条例(平成5年嬉野町条例第1号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 附 則(平成25年12月18日条例第50号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

施設	事業
松阪市民文化会館	(1) 芸術文化活動を推進する自主事業に関すること。 (2) 講演会、音楽会、舞踊会、演劇会その他の事業を行うこと。 (3) ホール並びにホールに附属する設備及び器具の使用に関すること。
松阪コミュニティ文化センター	(1) 芸術文化活動を推進する自主事業に関すること。 (2) 講演会、音楽会、舞踊会、演劇会その他の事業を行うこと。 (3) ホール並びにホールに附属する設備及び器具の使用に関すること。
松阪市嬉野ふるさと会館	(1) 芸術文化活動を推進する自主事業に関すること。 (2) 講演会、音楽会、舞踊会、演劇会その他の事業を行うこと。 (3) ホール、会議室、多目的ホール及び応接室並びにこれらに附属する設備及び器具の使用に関すること。

別表第2(第11条関係)

松阪市民文化会館基本使用料

(単位 円)

区分				午前(午前9時～正午まで)	午後(午後1時～午後5時まで)	夜間(午後6時～午後10時まで)	全日(午前9時～午後10時まで)
ホール	入場料等	一般使用の場合	平日	15,120	21,600	28,080	60,260
			土曜日	18,570	26,780	34,770	74,520
			日曜日				

入 場 料 等 を 徴 収 し る 場 合	を 徴 収 し ない 場 合		休 日					
			営 利 を 目 的 と す る 場 合	平 日	30, 240	43, 200	56, 160	120, 520
				土 曜 日	37, 150	53, 560	69, 550	149, 040
				日 曜 日				
	休 日							
	一 般 使 用 の 場 合	入 場 料 等 1, 000 円 以 下	平 日	15, 550	22, 460	29, 160	62, 420	
			土 曜 日	19, 220	27, 640	36, 070	77, 110	
			日 曜 日					
			休 日					
		入 場 料 等 1, 001 円 以 上 3, 000 円 以 下	平 日	19, 650	28, 080	36, 500	78, 190	
			土 曜 日	23, 970	34, 770	45, 140	96, 550	
			日 曜 日					
			休 日					
		入 場 料 等 3, 001 円 以 上	平 日	22, 680	32, 400	42, 120	90, 280	
			土 曜 日	27, 860	40, 170	52, 050	111, 670	
			日 曜 日					
			休 日					
		営 利 を 目 的 と す る 場 合	平 日	45, 360	64, 800	84, 240	180, 790	
			土 曜 日	55, 720	80, 350	104, 320	223, 560	
			日 曜 日					
休 日								

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは切り捨てる。

別表第3（第11条関係）

松阪コミュニティ文化センター基本使用料

（単位 円）

区分				午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール	入場料等を徴収しない場合	一般使用の場合	平日	5,400	8,640	10,800	22,890
			土曜日	6,690	10,580	13,390	28,510
			日曜日				
			休日				
		営利を目的とする場合	平日	10,800	17,280	21,600	46,000
			土曜日	13,390	21,160	26,780	57,020

		合		日曜日 休日				
				平日				
入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等 1,000 円以下	平日	5,610	8,850	11,230	23,760	
			土曜日	6,910	10,800	13,820	29,160	
			日曜日					
			休日					
		入場料等 1,001 円以上 3,000 円以下	平日	6,910	11,230	14,040	29,800	
			土曜日	8,640	13,600	17,280	36,720	
			日曜日					
			休日					
		入場料等 3,001 円以上	平日	7,990	12,960	16,200	34,340	
			土曜日	9,930	15,760	20,080	42,550	
			日曜日					
			休日					
	営利を目的とする場合		平日	16,200	25,920	32,400	69,120	
			土曜日	20,080	31,750	40,170	85,530	
			日曜日					
			休日					

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

別表第4（第11条関係）

松阪市嬉野ふるさと会館基本使用料

（単位 円）

区分				午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後 1時から午 後5時まで）	夜間（午後 6時から午 後10時まで）	全日（午前 9時から午 後10時まで）
ホール	入場料等を徴収しない場合	一般使用の場合	平日	10,800	14,250	19,000	40,820
			土曜日	13,390	17,490	23,540	50,540
			日曜日				
			休日				
		営利を目的とする場合	平日	21,600	28,510	38,010	81,860
			土曜日	26,780	34,990	47,080	101,080
			日曜日				
			休日				
		入場料等	平日	11,230	14,680	19,650	42,330

	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	一 般 使 用 の 場 合	1, 000 円 以 下	土曜日 日曜日 休日	13, 820	18, 140	24, 400	52, 270		
			入 場 料 等	平日	14, 040	18, 360	24, 620	52, 920		
			1, 001 円 以 上 3, 000 円 以 下	土曜日 日曜日 休日	17, 280	22, 680	30, 450	65, 440		
			入 場 料 等	平日	16, 200	21, 380	28, 510	61, 340		
			3, 001 円 以 上	土曜日 日曜日 休日	20, 080	26, 130	35, 200	75, 600		
				平日	32, 400	42, 760	57, 020	122, 900		
		営 利 を 目 的 と す る 場 合	土曜日 日曜日 休日	40, 170	52, 480	70, 630	151, 840			
		会 議 室	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	一般使用の場合			1, 940	3, 020	4, 960	9, 070
				営利を目的とする場合			3, 880	6, 040	9, 930	18, 360
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	一 般 使 用 の 場 合		入 場 料 1, 000 円 以 下	2, 160	3, 240	5, 180	9, 720			
			入 場 料 等 1, 001 円 以 上 3, 000 円 以 下	2, 370	3, 880	6, 260	11, 440			
			入 場 料 等 3, 001 円 以 上	2, 800	4, 530	7, 340	13, 600			
	営 利 を 目 的 と す る 場 合		5, 830	9, 070	14, 900	27, 640				
多 目 的 ホ ー ル	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	一般使用の場合			2, 160	3, 240	5, 400	9, 930		
		営利を目的とする場合			4, 320	6, 480	10, 800	20, 080		
	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	一 般 使 用 の 場 合	入 場 料 等 1, 000 円 以 下	2, 370	3, 450	5, 610	10, 580			
			入 場 料 等 1, 001 円 以 上 3, 000 円 以 下	2, 800	4, 100	6, 910	12, 740			
			入 場 料 等 3, 001 円 以 上	3, 240	4, 750	7, 990	14, 680			
		営 利 を 目 的 と す る 場 合	6, 480	9, 720	16, 200	30, 020				
応 接 室				2, 160	3, 450	5, 830	10, 580			

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

改正

平成20年 2 月20日教委規則第 6 号

平成25年12月18日教委規則第 8 号

松阪市文化センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松阪市文化センター条例（平成17年松阪市条例第257号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、松阪市文化センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の表に定める申込期間内に松阪市文化センター使用許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、当該申込期間によらないことができる。

施設名	区分	申込期間
松阪市民文化会館	ホール	使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用する場合にあっては、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の 1 年前の日の属する月の初日から使用日の20日前まで
松阪コミュニティ文化センター	ホール	
松阪市嬉野ふるさと会館	ホール	
	多目的ホール	使用日の 1 年前の日の属する月の初日から使用日まで
	会議室 応接室	

2 教育委員会は、使用許可をしたときは、申請者に松阪市文化センター使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 第 1 項に規定する申請書の受け付け時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、休館日は受付けない。

4 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、使用許可書を携帯し係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(使用許可の順序)

第 3 条 使用許可は、申請の順序とする。ただし、公共又は公用のため教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の申請が同時にあったときは、抽選により決定するものとする。

(使用の取消し、許可事項の変更)

第 4 条 使用者は、使用を取り消し、又は使用期間その他使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、次の表に定める日までに、松阪市文化センター使用取消・変更許可申請書（様式第 3 号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

施設名	区分	使用取消し・変更期間
松阪市民文化会館	ホール	使用日の40日前まで
松阪コミュニティ文化センター	ホール	
松阪市嬉野ふるさと会館	ホール	
	多目的ホール	使用日まで
	会議室 応接室	

- 2 教育委員会は、変更の許可をしたときは、申請者に松阪市文化センター使用取消・変更許可書通知書（様式第4号）を交付するものとする。
 - 3 使用者は、使用時間又は使用内容の変更の許可を受けたことにより、既納の使用料に不足を生じたときは、当該不足分は直ちに納付しなければならない。
（使用の取消し等）
- 第5条 教育委員会は、条例第10条の規定により使用許可を取消し、若しくは使用を変更し、又は使用を中止させた場合には、松阪市文化センター使用許可取消・変更・中止通知書（様式第5号）により直ちにその旨を使用者に通知するものとする。この場合において、緊急の場合は、口頭によるものとする。
（使用時間の延長）
- 第6条 使用者が、ホールの使用時間の延長の許可を受けようとするときは、使用終了時刻の1時間前までに、松阪市文化センター使用時間延長許可申請書（様式第6号）に既に交付した使用許可通知書を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請について許可したときは、松阪市文化センター使用時間延長許可通知書（様式第7号）を交付するものとする。この場合において、使用時間の延長を許可したときは、当該延長の時間に係る使用料を直ちに納付させるものとする。
 - 3 使用時間の延長は、夜間のみ1時間を限度とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。
（附属設備の種類、使用料等）
- 第7条 条例第11条第2項に規定する附属設備使用料は、別表第1から別表第3までのとおりとする。
（使用料の減免）
- 第8条 条例第11条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条の使用許可申請書を提出する際、松阪市文化センター使用料減免申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請について許可をしたときは、松阪市文化センター使用料減免通知書（様式第9号）を交付するものとする。
 - 3 使用料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - （1） 市が主催する行事等のために使用する場合には、基本使用料及び附属設備使用料の全額
 - （2） 国又は他の地方公共団体が主催する行事のために使用する場合には、基本使用料及び附属設備使用料の100分の20に相当する額
 - （3） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく市内の学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づく市内の保育所が使用する場合で、その目的が公益又は教育のためであるときは、基本使用料及び附属設備使用料の全額
 - （4） 学校教育法第1条の規定に基づく市外の高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校が使用する場合で、その目的が公益又は教育のためであるときは、基本使用料及び附属設備使用料の100分の30に相当する額
 - （5） 市民活動団体等が社会に貢献する行事等のために使用する場合には、活動内容により基本使用料の100分の30に相当する額
 - （6） その他市長が特別の理由があると認めた場合には、その都度教育委員会が定める額
（使用料の還付）
- 第9条 条例第12条第2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請について、還付を適当と認めたときは、松阪市文化センター使用料還付通知書（様式第11号）を交付するものとする。
 - 3 使用料の還付額は、次に定める額とする。
 - （1） 条例第12条第2項第1号又は第2号に該当したときは、既納の使用料の全額
 - （2） 条例第12条第2項第3号に該当したときは、既納の使用料の100分の50に相当する額。ただし、変更により既納の使用料に過納額が生じたときは、当該過納額とする。
 - （3） 条例第12条第2項第4号に該当したときは、その都度教育委員会が定める額
（特別の設備等の使用許可）

第10条 条例第13条ただし書の規定により、使用者が特別の設備又は附属設備以外の器具等（以下「特別の設備等」という。）を使用するときは、あらかじめ松阪市文化センター特別の設備等使用許可申請書（様式第12号）に当該特別の設備等の内容を記載した書類を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請について決定したときは松阪市文化センター特別の設備等使用許可通知書（様式第13号）を交付するものとする。

3 前項の許可を受けた使用者は、特別の設備等に要した費用の全額を負担しなければならない。（使用方法等の打合せ）

第11条 使用者は、ホールを使用する場合には、使用日の7日前までに係員とその使用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

2 使用者は、前項の打合せの際、プログラム、式次第等使用の順序、内容等を明らかにする書類を提出しなければならない。

（整理員の配置）

第12条 使用者は、センターを使用するに当たり、センターの内外の秩序を維持するために必要な整理員を配置しなければならない。ただし、教育委員会が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

（使用者等の遵守事項）

第13条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 使用施設の定員を超えて入場させないこと。
- （2） 許可された以外の施設及び附属設備を使用しないこと。
- （3） 許可なしに附属設備を会館外に持ち出さないこと。
- （4） 許可なしに火気を使用しないこと。
- （5） 許可なしに建物等にはり紙をし、又は釘類を持ち込まないこと。
- （6） 許可なしに物品の販売をし、又は金品の寄付募集をしないこと。
- （7） 許可なしに写真撮影をしないこと。
- （8） 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- （9） 定められた場所以外で喫煙しないこと。
- （10） ホール内において飲食しないこと。
- （11） 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- （12） その他係員の指示に従うこと。

（入場の制限）

第14条 教育委員会は、次のいずれかに該当する者については、センターの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- （2） 風紀を乱すおそれがあると認められる者
- （3） その他管理運営上支障があると認められる者

（物品の販売行為等の禁止）

第15条 何人も、教育委員会の許可を受けないで、センターの施設及び敷地内において物品の販売、広告、宣伝、寄付募集その他これらに類する行為をしてはならない。

（係員の職務上の立ち入り）

第16条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めたときは、係員を使用している施設に立ち入らせることができる。

2 前項の場合、使用者は当該係員の職務上の立ち入りを拒むことができない。

（使用者の義務）

第17条 使用者は、センターの施設の使用を終了したときは、速やかに原状に回復し、点検を受けなければならない。

（利用者の義務）

第18条 センターに入館した者（以下「利用者」という。）は、施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失してはならない。

2 利用者は、故意又は過失によって施設、設備等汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松阪市民文化会館条例施行規則（平成7年松阪市教育委員会規則第7号）、松阪コミュニティ文化センター条例施行規則（平成7年松阪市教育委員会規則第13号）又は嬉野町ふるさと会館条例施行規則（平成5年嬉野町規則第8号）によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年2月20日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

松阪市民文化会館附属設備使用料

楽屋・リハーサル室

(単位：円)

区分		午前(午前9時～ 正午まで)	午後(午後1時～ 午後5時まで)	夜間(午後6時～ 午後10時まで)	全日(午前9時～ 午後10時まで)
楽屋	第1～第5	864	864	1,080	2,376
リハーサル室	第1・第2	1,080	1,080	1,296	2,916
	第3	864	864	1,080	2,376

その他の附属設備

区分	附属設備名	単位	使用料 (単位：円)	摘要
ピアノ	コンサートグランドCFⅢ	1台	6,156	調律を除く。
	コンサートグランドCF	1台	2,916	調律を除く。
	グランドピアノC7	1台	1,620	調律を除く。
舞台設備	オーケストラピット	1基	17,280	昇降して1回
	所作台	1式	6,588	化粧框を含む。
	平台	1台	108	
	金屏風	1双	1,512	
	銀屏風	1双	1,512	
	大太鼓	1式	756	
	竹羽目	1式	1,620	
	反響板	1式	6,156	昇降して1回
	コントラバス椅子	1脚	216	
	奏者用譜面台	1台	108	
	緋毛せん	1枚	108	
	上敷	1枚	108	
	長座布団	1枚	108	
	高座用座布団	1枚	108	
	地絨	1式	972	
	紗幕	1式	972	
	浪曲台	1式	1,080	

	めくり台	1 台	108	
	つり物バトン	1 掛	324	
映写設備	35mm映写機	1 台	8,640	
	16mm映写機	1 台	3,024	
	スクリーン	1 式	972	
音響設備	拡声装置	1 式	2,160	マイク 3 本を含む。
	マイクロフォン	1 本	540	ダイレクト B O X を含む。
	エレベーターマイクロフォン	1 式	756	
	ワイヤレスマイクロフォン	1 本	972	
	3 点吊マイクロフォン	1 式	1,080	
	カセットプレーヤー	1 台	432	
	C D プレーヤー	1 台	540	
	M D プレーヤー	1 台	540	
	D A T プレーヤー	1 台	540	
	エコーマシン	1 台	432	
	はね返りスピーカー	1 組	756	
	移動用ミキサー	1 組	756	
照明設備	A セット	1 式	5,400	講演会・発表会等
	B セット	1 式	10,800	上記以外のもの
	アッパーホリゾントライト	1 列	1,620	
	ロアーホリゾントライト	1 列	1,620	
	フットライト	1 列	756	
	プロセニウムサスペンション	1 列	540	
	ストリップライト	1 本	756	
	センターピンスポットライト	1 台	972	
	スポットライト	1 台	324	1 k W
	スポットライト	1 台	216	500W
	ミラーボール	1 台	648	
	エフェクトスポットライト	1 台	1,080	
	ストロボマシン	1 台	648	
	電源コンセント	1 口	108	1 k W
	カラーフィルター	1 枚	648	
その他	シャワー室	1 室	432	
	冷暖房設備	1 時間	3,240	1 時間に満たない場合は 1 時間とする。

備考

- 1 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの各時間内における使用の使用料とし、それぞれの時間区分ごとに算定する。
- 2 使用料には、舞台照明、音響等の特別に必要な人件費は、含まない。
- 3 照明セットの内訳は次のとおりとする。
 - (1) A セット
 - ・ シーリングスポットライト 18 台
 - ・ フロントサイドスポットライト 12 台
 - ・ ボーダーライト 各 2 色
 - ・ ホリゾントライト アッパーホリゾントライト・ロアーホリゾントライト 各 1 色
 - ・ 天井反響板仕込み照明

(2) Bセット

- ・ シーリングスポットライト 36台
- ・ フロントサイドスポットライト 24台
- ・ ボーダーライト 各4色
- ・ ホリゾントライト アッパーホリゾントライト・ローホリゾントライト 各4色
- ・ 天井反響板仕込み照明
- ・ サスペンションライト 60台

4 照明セットの使用方法是、次のとおりとする。

- (1) 事前に使用セットを申告する。
- (2) セット以上の超過は、すべて単品扱いとする。

別表第2 (第7条関係)

松阪コミュニティ文化センター附属設備使用料

リハーサル室・楽屋

(単位：円)

区分		午前（午前9時～正午まで）	午後（午後1時～午後5時まで）	夜間（午後6時～午後10時まで）	全日（午前9時～午後10時まで）
リハーサル室		864	864	1,080	2,376
楽屋	第1・第2	756	756	864	2,052
	第3・第4（和室）	540	540	648	1,404

その他の付属設備

区分	附属設備名	単位	使用料（単位：円）	摘要
ピアノ	スタインウェイピアノ	1台	12,960	調律を除く。
舞台設備	平台	1台	108	
	金屏風	1双	1,512	
	松羽目	1式	1,620	
	竹羽目	1式	1,620	
	反響板	1式	6,156	昇降して1回
	演奏者用譜面台	1台	108	
	緋毛せん	1枚	108	
	上敷	1枚	108	
	長座布団	1枚	108	
	めくり台	1台	108	
	つり物バトン	1掛	324	
映写設備	35mm映写機（16mm映写機併用型）	1台	8,640	
	スクリーン	1式	972	
音響設備	拡声装置	1式	2,160	マイク3本を含む。
	マイクロフォン	1本	540	ダイレクトBOXを含む。
	エレベーターマイクロフォン	1式	756	
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	972	
	3点吊マイクロフォン	1式	1,080	
	カセットプレーヤー	1台	432	
	CDプレーヤー	1台	540	

	MD プレーヤー	1 台	540	
	D A T プレーヤー	1 台	540	
	エコーマシン	1 台	432	
	ステージスピーカー	1 台	756	
	移動用ミキサー	1 組	432	
照明設備	A セット	1 式	5,400	講演会・発表会等
	B セット	1 式	10,800	上記以外のもの
	アッパーホリゾントライト	1 列	1,620	
	ロアーホリゾントライト	1 列	1,620	
	フットライト	1 式	756	
	センターピンスポットライト	1 台	972	
	スポットライト	1 台	324	1 k W
	電源コンセント	1 口	108	1 k W
	カラーフィルター	1 枚	648	
その他	シャワー室	1 室	432	
	冷暖房設備	1 時間	2,160	1 時間に満たない場合は、1 時間とする。

リハーサル室

区分	附属設備名	単位	使用料（単位：円）	摘要
映写設備	プロジェクションテレビ	1 台	1,620	録再機を含む。
	オーバーヘッドカメラ	1 台	1,620	
音響設備	拡声装置	1 式	1,620	マイク 2 本を含む。
	ワイヤレスマイク	1 本	972	
ピアノ	アップライトピアノ	1 台	972	

備考

- 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの各時間内における使用の使用料とし、それぞれの時間区分ごとに算定する。
- 使用料には、舞台照明、音響等の特別に必要な人件費は、含まない。
- 照明セットの内訳は、次のとおりとする。
 - A セット
 - シーリングスポットライト 12 台
 - フロントサイドスポットライト 12 台
 - ボーダーライト 各 2 色
 - ホリゾントライト アッパーホリゾントライト・ロアーホリゾントライト 各 1 色
 - 天井反響板仕込み照明
 - B セット
 - シーリングスポットライト 24 台
 - フロントサイドスポットライト 24 台
 - ボーダーライト 各 4 色
 - ホリゾントライト アッパーホリゾントライト・ロアーホリゾントライト 各 4 色
 - 天井反響板仕込み照明
 - サスペンションライト 40 台
- 照明セットの使用方法は、次のとおりとする。
 - 事前に使用セットを申告する。

(2) セット以上の超過は、すべて単品扱いとする。

別表第3 (第7条関係)

松阪市嬉野ふるさと会館附属設備使用料

楽屋

(単位：円)

区分		午前 (午前 9 時 ～ 正午まで)	午後 (午後 1 時 ～ 午後 5 時 まで)	夜間 (午後 6 時 ～ 午後 10 時 まで)	全日 (午前 9 時 ～ 午後 10 時 まで)
楽屋	第 1	216	324	540	864
	第 2	540	648	864	1,728

その他の付属設備

区分	附属設備名	単位	使用料 (単位：円)	摘要
ピアノ	スタインウェイピアノ	1 台	12,960	調律を除く。
	コンサートグランド C F III	1 台	6,156	調律を除く。
	アップライトピアノ	1 台	972	調律を除く。
舞台設備	所作台	1 式	6,588	化粧框を含む。
	鳥屋囲	1 式	972	
	平台	1 台	108	
	金屏風	1 双	1,512	
	銀屏風	1 双	1,512	
	大太鼓	1 式	756	
	松羽目	1 式	1,620	
	竹羽目	1 式	1,620	
	反響板	1 式	6,156	昇降して 1 回
	演奏者用譜面台	1 台	108	
	緋毛せん	1 枚	108	
	毛せん	1 枚	108	
	フェルト毛せん	1 枚	108	
	振り落とし装置	1 式	108	
	上敷	1 枚	108	
	長座布団	1 枚	108	
	高座用座布団	1 枚	108	
	地絰	1 式	972	
	紗幕	1 式	972	
	紅白幕	1 枚	972	
	浅黄幕	1 枚	972	
	雪簾	1 式	108	
	めくり台	1 台	108	
映写設備	16mm映写機	1 台	3,024	
	スクリーン	1 式	972	
	オーバーヘッドプロジェクター	1 式	972	
音響設備	拡声装置	1 式	2,160	マイク 3 本を含む。
	マイクロフォン	1 本	540	ダイレクトBOXを含む。
	マイクロフォンB	1 本	432	ダイレクトBOXを含

				む。
	ワイヤレスマイクロフォン	1 本	972	
	テープレコーダー	1 台	972	
	レコードプレーヤー	1 台	972	
	カセットプレーヤー	1 台	432	
	C D プレーヤー	1 台	540	
	M D プレーヤー	1 台	540	
	エコーマシン	1 台	432	
	はね返りスピーカー	1 組	756	
	ステージスピーカー	1 組	756	
	移動用ミキサー	1 台	432	
	サブミキサー	1 台	432	
照明設備	A セット	1 式	5,400	講演会・発表会等
	B セット	1 式	10,800	上記以外のもの
	アッパーホリゾントライト	1 列	1,620	
	ロアーホリゾントライト	1 列	1,620	
	フットライト	1 式	756	
	ストリップライト	1 式	432	大
	ストリップライト	1 式	216	小
	スポットライト	1 台	540	1.5 k W
	スポットライト	1 台	324	1 k W
	スポットライト	1 台	216	500W
	スポットライト	1 台	216	300W
	ピンスポットライト	1 台	972	
	ミラーボール	1 台	648	
	オーロラマシン	1 台	972	
	波マシン	1 台	972	
	ストロボマシン	1 台	648	
	電源コンセント	1 口	108	1 k W
	スモークマシン	1 式	1,512	
その他	シャワー室	1 室	432	
	姿見	1 台	108	
	展示パネル	1 枚	108	
	展示用品	1 台	108	
	多目的ホール用演台及び簡易ステージ	1 式	432	
	移動用スクリーン	1 式	108	
	テレビ	1 回	216	
	冷暖房設備	1 時間	2,052	1 時間に満たない場合は、1 時間とする。

多目的ホール・会議室

区分	附属設備名	単位	使用料（単位：円）	摘要
音響設備	拡声装置	1 式	1,512	マイク 1 本を含む。
その他	冷暖房設備	1 時間	108	1 時間に満たない場合は、1 時間とする。

備考

- 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの各時間内における使用の使用料とし、それぞれの時間区分ごとに算定する。
- 2 使用料には、舞台照明、音響等の特別に必要な人件費は、含まない。
- 3 照明セットの内訳は、次のとおりとする。
 - (1) Aセット
 - ・ シーリングスポットライト 12台
 - ・ フロントサイドスポットライト 12台
 - ・ ボーダーライト 各2色
 - ・ ホリゾントライト アッパーホリゾントライト・ロアーホリゾントライト 各1色
 - ・ 天井反響板仕込み照明
 - (2) Bセット
 - ・ シーリングスポットライト 18台
 - ・ フロントサイドスポットライト 30台
 - ・ ボーダーライト 各4色
 - ・ ホリゾントライト アッパーホリゾントライト・ロアーホリゾントライト 各4色
 - ・ 天井反響板仕込み照明
 - ・ サスペンションライト 40台
- 4 照明セットの使用方法は、次のとおりとする。
 - (1) 事前に使用セットを申告する。
 - (2) セット以上の超過は、すべて単品扱いとする。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第9条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第10条関係）

様式第13号（第10条関係）

改正

平成25年12月18日条例第50号

松阪市飯南産業文化センター条例

(設置)

第1条 松阪市は、地場産業及び文化並びに芸術の振興を図るため、次の施設を設置する。

名称 松阪市飯南産業文化センター

位置 松阪市飯南町横野848番地

(事業)

第2条 松阪市飯南産業文化センター（以下「センター」という。）は、前条に規定する目的達成に必要と認める事業を行うほか、その他各種催しのため、一般の利用に供するものとする。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、変更し、臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
に当たるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年 1 月 3 日まで

(使用時間)

第4条 センターの使用時間は、午前9時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までとする。
ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、変更することができる。

2 センターの使用時間は、許可を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が支障がないと認める場合は、この限りでない。

4 前項ただし書により延長された使用時間に係る使用料は、直ちに納付しなければならない。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
許可された事項を変更しようとするときもまた、同様とする。

2 教育委員会は、センターの管理及び運営上必要と認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センター及び設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理運営上、支障があると認めるとき。

(4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第7条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別な事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は施設に変更を加えようとし、あるいは備付けの器具以外の器具を持込み使用するときは、使用申請と同時にその旨を申請し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担においてその設備等をさせることができる。

（目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止）

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

（使用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

- （1） 使用許可申請に偽りがあったとき。
- （2） 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （3） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- （4） 天災その他不可抗力により施設の使用が不可能なとき。

2 教育委員会は、前項の適用により使用者に損害が生じることがあっても責任を負わない。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 使用許可を受けた場所以外に出入りしないこと、又は使用許可を受けた附属設備以外のものを使用し、若しくはこれを他に移動しないこと。
- （2） 許可を受けないで物品の展示、販売その他これらに類する行為をしないこと。
- （3） 施設、器具を破損し、又は滅失しないこと。
- （4） 所定の場所以外で飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （5） センター及び敷地内において許可なく広告、張り紙その他これらに類するものを掲示しないこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、使用許可に付された条件及び係員の指示に従うこと。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第10条により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用した施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会は使用者に代わって執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第13条 使用者は、センターを使用中に建築物又は附属設備等を損傷又は滅失した場合は、教育委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

（入館の制限）

第14条 第6条の規定に該当するとき、及びセンター職員の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずるものとする。

（職員）

第15条 教育委員会は、センターに必要な職員を置くことができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

（罰則）

第17条 詐欺その他不正の行為により、第7条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- （1） 第5条第2項の規定により付された条件に違反してセンターを使用した者
- （2） 第6条の規定に従わなかった者
- （3） 第9条の規定に違反した者
- （4） 第10条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わずセンターを使用した者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、不正の行為により許可を受けてセンターを使用した者

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第50号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

松阪市飯南産業文化センター使用料

（単位：円）

区分			午前（午前 9時～正午 まで）	午後（午後 1時～午後 5時まで）	夜間（午後 6時～午後 10時まで）	全日（午前 9時～午後 10時まで）	
ホール	入場料等を 徴収しない 場合	一般使用の場合		4,530	6,040	8,200	17,280
		営利を目的とする場合		9,070	12,090	16,410	34,560
	入場料等を 徴収する場 合	一般使用 の場合	入 場 料 等 1,000円以下	4,960	6,260	8,640	18,360
			入 場 料 等 1,001円以上 3,000円以下	5,830	7,770	10,580	22,890
			入 場 料 等 3,001円以上	6,800	9,070	12,310	26,670
		営利を目的とする場合		22,680	30,240	41,040	89,200
和室	一般使用の場合		1,290	1,720	2,590	5,290	
	営利を目的とする場合		6,480	8,640	12,960	26,460	
その他の部 屋	一般使用の場合		1,940	2,590	3,880	7,990	
	営利を目的とする場合		9,720	12,960	19,440	39,960	
音響調整室			4,530	6,040	8,200	17,280	

備考

- 1 料理実習室を使用する場合は、ガス、水道料として1回430円とする。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 時間区分を超えて使用する場合には、それぞれ1時間当たりの時間単価を加算する。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 5 附帯設備、器具備品等の使用料は別表第2で定める。
- 6 舞台音響・照明の特別な操作については、専門員（有資格者）に委嘱するため、使用者の実費負担とする。

別表第2（第7条関係）

附帯設備、器具備品等の使用料

（単位 円）

区分		1回使用料	
ピアノ	1台	1,620	調律費は実費負担
ピンスポットライト	1式	970	
サイドスポットライト	1式	970	
フットライト	1式	750	
可動式音響設備	1式	970	
マイク	1本	320	スタンドを含む。
平台	1枚	100	
スライド映写機	1台	970	スクリーンを含む。
16mmハロゲン映写機	1式	430	スクリーンを含む。
オーバーヘッドプロジェクター	1式	430	スクリーンを含む。

C D ラジカセ	1 台	430	
移動式ワイヤレス拡声器	1 式	430	マイクを含む。
研修室音響設備	1 式	970	マイクを含む。
研修室ビデオプロジェクター	1 式	430	スクリーンを含む。

備考

- 1 表中 1 回とは、1 日 1 回当たりの使用をいう。
- 2 表に定めのない附属設備及び備品の使用料は、類似する設備等の額に準じて算出した額とする。

改正

平成20年 2 月20日教委規則第 7 号

松阪市飯南産業文化センター管理運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松阪市飯南産業文化センター条例（平成17年松阪市条例第265号。以下「条例」という。）の施行に関し、松阪市飯南産業文化センターの管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条の規定により、松阪市飯南産業文化センター（以下「センター」という。）を使用する者は、産業文化センター使用許可申請書（様式第 1 号、様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(特別の設備)

第 3 条 使用者は、条例第 8 条第 1 項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を持込みしようとするときは、特別の設備等の内容を記載した仕様書を前条の規定による産業文化センター使用許可申請書に添付しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合、内容を検討し、適当と認めるときは、第 5 条第 1 項の規定する産業文化センター使用許可通知書にその旨を記載して許可するものとする。

(使用許可申請の受付期間)

第 4 条 産業文化センター使用許可申請書は、その申請に係る使用日の 6 か月以前のものと及び 1 週間以内のものについては、これを受理しないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用許可等)

第 5 条 教育委員会は、第 2 条の産業文化センター使用許可申請書を受理した場合、その使用目的、内容その他を検討し、適当と認めるときは、産業文化センター使用許可通知書（様式第 3 号、様式第 4 号）を交付するものとする。

2 使用の許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、公共のため教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 使用者は、使用の際、産業文化センター使用許可通知書を提示しなければならない。

(使用の取消し、変更の手続き)

第 6 条 前条第 1 項の規定により、使用許可を受けた者が、その使用を取り消しするとき、又は許可された事項を変更するときは、産業文化センター使用取消・変更許可申請書（様式第 5 号、様式第 6 号）と既に交付を受けた産業文化センター使用許可通知書を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、条例第 5 条第 1 項の決定を行い、産業文化センター使用取消・変更許可通知書（様式第 7 号、様式第 8 号）を交付する。

(使用料の減免)

第 7 条 条例第 7 条第 2 項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第 2 条の使用許可申請書を提出する際、産業文化センター使用料減免申請書（様式第 9 号）に必要な書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請について許可をしたときは、産業文化センター使用料減免通知書（様式第10号）を交付するものとする。

3 使用料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市及び教育委員会が主催する行事等のために使用する場合には、基本使用料及び附属設備使用料の全額

(2) 国又は他の地方公共団体が主催する行事のために使用する場合には、基本使用料及び附属設備使用料の100分の20に相当する額

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条の規定に基づく市内の学校、大学若しくは幼稚園又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づく市内の保育園が自ら使用する場合は、基本使用料及び附属設備使用料の全額

で、その目的が公益又は教育のためであるときは、基本使用料及び附属設備使用料の全額

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく市外の高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校が自ら使用する場合は、その目的が公益又は、教育のためであるときは、基本使用料及び附属設備使用料の100分の30に相当する額

(5) 市民活動団体等が社会に貢献する行事等のために使用する場合には、活動内容により基本使用料の100分の30に相当する額

(6) その他教育委員会が特別の理由があると認める場合には、基本使用料の減額又は免除を行う。
(使用料の還付)

第8条 条例第7条第3項のただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、産業文化センター使用料還付申請書（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。還付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責任によらない理由により、使用することができないとき。 納付額の全額

(2) 使用者が、使用日の40日前までに産業文化センター使用取消申請書を提出し、市長が正当な理由があると認めたとき。 納付額の半額

(3) 第6条の規定に基づき、使用変更を許可された場合において、既納使用料に過納金が生じたとき。 過納金の全額

2 教育委員会は、前項による申請を決定したときは、産業文化センター使用料還付通知書（様式第12号）を申請者に交付するものとする。

(飲食の禁止)

第9条 多目的ホールでは、飲食をしてはならない。ただし、教育委員会が特別に必要と認める場合は、この限りでない。

2 使用者は飲食に際し、施設を汚損した場合は、これを原状に回復しなければならない。

(使用等の打合せ)

第10条 使用者は、センターの使用について、事前に教育委員会と使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(建物等損傷滅失の届出)

第11条 使用者は、センターの建築物又は附属設備等を損傷及び滅失したときは、その理由を付して教育委員会に届出なければならない。

(係員の立入り)

第12条 センターの職員は、管理運営のため必要な場合は、使用者の場所といえども立ち入ることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年2月20日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第7条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第8条関係）

改正

平成25年12月18日条例第50号

松阪市ハートフルみくも条例

松阪市ハートフルみくも条例（平成17年松阪市条例第269号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 松阪市は、市民の健康保持と保健意識の向上及び福祉の増進並びに体育スポーツの振興と併せて、教育文化の向上を含めた福祉交流によるまちづくりの実現を図るため、松阪市ハートフルみくも（以下「ハートフルみくも」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ハートフルみくもの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松阪市ハートフルみくも保健福祉センター	松阪市曾原町2678番地
松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター	
松阪市ハートフルみくもテニスコート	
松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場	
松阪市ハートフルみくも多目的広場	

（事業）

第3条 ハートフルみくもは、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）健康増進の総合的な推進に関すること。
- （2）社会福祉の増進に関すること。
- （3）介護予防及び生活支援事業に関すること。
- （4）ボランティアの育成及び活用の促進に関すること。
- （5）スポーツ及び文化活動の推進による地域交流に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、ハートフルみくもの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

（管理）

第4条 ハートフルみくもの管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

（休館日）

第5条 ハートフルみくもの休館日は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間等）

第6条 ハートフルみくもの利用時間は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

2 前項ただし書の場合において、指定管理者はハートフルみくも内にその旨を掲示するほか、適切な方法により周知するものとする。

（保健福祉センター浴室に係る利用者の範囲）

第7条 保健福祉センター浴室を利用することができる者は、概ね65歳以上の者とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可等）

第8条 ハートフルみくもを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ハートフルみくもの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、ハートフルみくもの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第9条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、ハートフルみくもを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第10条 指定管理者は、ハートフルみくもの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し、必要な指示をすることができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わないものとする。

- (1) 利用者が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可に付した条件若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が、偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金の納付)

第12条 利用者は、指定管理者にハートフルみくもの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の免除)

第14条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金の全額又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第15条 利用料金の還付の取扱いは、別に定める。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、ハートフルみくもの利用が終了したとき、又は第11条の規定により利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、利用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意又は過失によりハートフルみくもの施設、設備又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にその責に帰すべきでないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第2号から第6号までに掲げる事業の実施に関すること。
- (2) ハートフルみくもの利用の許可に関すること。
- (3) ハートフルみくもの施設、設備及び備品の維持管理並びに修繕に関すること。
- (4) チケット販売及び規則で定める施設との連携に関すること。

(5) その他ハートフルみくもの管理運営に関する業務のうち、市長が認めるもの
(秘密の保持義務)

第19条 指定管理者及びハートフルみくもの業務に従事する者は、ハートフルみくもの管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後もまた、同様とする。

(指定管理者の情報公開)

第20条 指定管理者は、第18条に規定する業務により保有することとなった情報について公開請求があったときは、松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号）の定めるところにより公開に努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに松阪市ハートフルみくも条例（平成17年松阪市条例第269号。以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

3 改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月18日条例第50号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

ハートフルみくもの休館日

施設の名称	休館日
松阪市ハートフルみくも保健福祉センター	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
松阪市ハートフルみくもテニスコート	
松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場	
松阪市ハートフルみくも多目的広場	

別表第2（第6条関係）

ハートフルみくもの利用時間

施設の名称	利用時間
松阪市ハートフルみくも保健福祉センター	いこいの間1・2、ふれあい・いきいきルーム、しょうぶの間、もくせいの間、相談室、在宅介護支援センター、ボランティアルーム、会議室、第2会議室、遊戯室、栄養指導室、健康相談室、検診室、健康教育室 午前8時30分から午後5時まで 浴室 正午から午後3時まで
松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター	午前9時から午後9時まで
松阪市ハートフルみくもテニスコート	

松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場	
松阪市ハートフルみくも多目的広場	

別表第3（第12条関係）

ハートフルみくもの基本利用料金

施設の名称等				午前 9：00～ 12：00	午後 13：00～ 17：00	夜間 18：00～ 21：00	全日 9：00～ 17：00	全日（夜間 含む。） 9：00～ 21：00	冷暖房（1 時間）
松 阪 市 ハ ー ト フ ル み く も ス ポ ー ツ 文 化 セ ン タ ー	ア リ ー ナ	スポーツ センター として利 用する場 合（アマ チュア利 用）	入場料を徴 収しない場 合	2,160円	2,160円	2,160円	4,320円	6,480円	—
			入場料1,000円 未満	6,480円	6,480円	6,480円	12,960円	19,440円	—
			入場料1,000円 以上 3,000円 未満	8,640円	8,640円	8,640円	17,280円	25,920円	—
			入場料3,000円 以上	10,800円	10,800円	10,800円	21,600円	32,400円	—
			入場料を徴 収しない場 合	5,400円	5,400円	5,400円	10,800円	16,200円	—
		スポーツ センター として利 用する場 合（その 他）	入場料1,000円 未満	16,200円	16,200円	16,200円	32,400円	48,600円	—
			入場料1,000円 以上 3,000円 未満	21,600円	21,600円	21,600円	43,200円	64,800円	—
			入場料3,000円 以上	27,000円	27,000円	27,000円	54,000円	81,000円	—
			入場料を徴 収しない場 合	16,200円	16,200円	16,200円	32,400円	48,600円	2,160円
		文化セン ターとし て利用す る場合 （火曜日 ～金曜日）	入場料1,000円 未満	48,600円	48,600円	48,600円	97,200円	145,800円	2,160円
			入場料1,000円 以上 3,000円 未満	64,800円	64,800円	64,800円	129,600円	194,400円	2,160円
			入場料3,000円 以上	81,000円	81,000円	81,000円	162,000円	243,000円	2,160円
			入場料を徴 収しない場 合	21,600円	21,600円	21,600円	43,200円	64,800円	2,160円

	ターとして利用する場合 (土曜日・日曜日・祝日)	収しない場合							
		入場料を徴収する場合	1,000 円未満	64,800円	64,800円	64,800円	129,600円	194,400円	2,160円
		入場料を徴収する場合	1,000 円以上 3,000 円未満	86,400円	86,400円	86,400円	172,800円	259,200円	2,160円
			3,000 円以上	108,000円	108,000円	108,000円	216,000円	324,000円	2,160円
	楽屋(一室当たり)	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円
		入場料を徴収する場合	1,000 円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円
			1,000 円以上 3,000 円未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円
			3,000 円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円
	会議室	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円
		入場料を徴収する場合	1,000 円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円
			1,000 円以上 3,000 円未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円
			3,000 円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円
	相談室	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円
		入場料を徴収する場合	1,000 円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円
			1,000 円以上 3,000 円未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円
			3,000 円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円

	場合							
ミーティング グループ	入場料を徴 収しない場 合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円
	入場料を徴 収する場合	1,000円 未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円
		1,000円 以上 3,000円 未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円
		3,000円 以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円
グラウンドピ アノ	入場料を徴 収しない場 合		1回 5,400円（調律は使用者負担）					
	入場料を徴 収する場合	1,000円 未満	1回 16,200円（調律は使用者負担）					
		1,000円 以上 3,000円 未満	1回 21,600円（調律は使用者負担）					
		3,000円 以上	1回 27,000円（調律は使用者負担）					
アスレチックジム			会員 5,400円（年会費。年度途中は月540円）					
松阪市ハートフ ルみくも多目的 広場	入場料を徴 収しない場 合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	—
	入場料を徴 収する場合	1,000円 未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	—
		1,000円 以上 3,000円 未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	—
		3,000円 以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	—
松阪市ハートフルみくもパタ ーゴルフ場（1ラウンド）			320円	540円	—	—	—	—
松阪市ハートフルみくもテニ スコート（1面・1時間当 たり）			320円	540円	—	—	—	—
松阪市ハートフルみくも保健 福祉センター			無料	—	無料	—	無料	—

備考

- 1 体育館の片面をスポーツとして利用する場合は、利用料金は半額とする。
- 2 アリーナを体育館として利用する場合は、原則として冷暖房は利用できない。
- 3 パターゴルフ・テニスの中学生以下の利用については、320円を100円に、540円を210円にする。
- 4 テニスコートについては、予約制とする。
- 5 テニスについて小学生以下は、保護者又はそれに代わる者が同伴すること。
- 6 アスレチックジムについては、中学生の利用は保護者又はそれに代わる者が同伴すること。
また、小学生以下の利用は不可とする。

○松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター等規則

平成20年3月31日教育委員会規則第15号

松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市ハートフルみくも条例（平成20年松阪市条例第4号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例第2条の施設のうち、松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター、松阪市ハートフルみくもテニスコート、松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場及び松阪市ハートフルみくも多目的広場（以下これらを「文化センター等」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により文化センター等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市ハートフルみくもの管理者（以下「管理者」という。）に松阪市ハートフルみくも利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 文化センター等の利用申請に関する期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター（館内の会議室等附属施設を含む。）及び松阪市ハートフルみくも多目的広場は、利用しようとする日の3か月前から前日までとする。

(2) 松阪市ハートフルみくもテニスコート及び松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場は、利用しようとする日の3か月前から当日までとする。

(利用許可の順位)

第3条 利用許可は、申請順とする。ただし、同時に申請があったときは、協議又は抽選により決定する。

(利用の不許可)

第4条 条例第8条第2項第4号の規定する利用させることが適当でないときとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 主たる目的が物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為等で、営利を目的とした利用と認められるとき。ただし、行事等が主たる目的で、その目的に付随した物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為等は、この限りでない。

(2) 特定の宗教又は宗教的活動を目的とした利用と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が利用させることが適当でないとき。

(利用許可書の交付)

第5条 管理者は、第2条に規定する申請書を受理し、当該内容を適当と認めるときは、松阪市ハートフルみくも利用許可書（様式第2号。「以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、許可書を当該係員に提示し、指示を受けなければならない。

(利用の変更及び取消し)

第6条 利用者は、許可書に記載された事項の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに許可書を添えて管理者に届け出なければならない。

(利用料金の納付)

第7条 条例第12条第1項に規定する利用料金の納付期日は、許可書の交付の時とする。ただし、冷暖房利用料金は、文化センター等の利用を終了した時とする。

(利用料金の免除)

第8条 条例第14条の規定により利用料金の全額又は一部の免除を受けようとするときは、第2条の利用許可申請の際、松阪市ハートフルみくも利用料金免除申請書（様式第3号）に必要書類を添付のうえ管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請について、免除すべき正当な理由があると認めるときは、利用料金の免除をしなければならない。

3 利用料金の免除の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 松阪市（以下「市」という。）又は松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主

催する行事に利用する場合は、利用料金の全額

(2) 国又は他の地方公共団体が主催する行事等に利用する場合は、利用料金の全額又は50パーセントに相当する額

(3) 市又は教育委員会が共催する行事等のために利用する場合は、利用料金の全額

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく市内の学校若しくは幼稚園又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく市内の保育園が自ら利用する場合で、その目的が公益又は教育のためであるときは利用料金の全額

(5) 管理者が特別の理由があると認めるときは、管理者が相当と認める額
(利用料金の還付)

第9条 条例第15条の規定により、利用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金について、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を還付する。

還付区分	還付する割合等
自己の責によらない理由で利用できなくなった場合において、管理者が相当の理由があると認めるとき。	100／100
利用しようとする日の5日前までに利用許可の取消しを申し出た場合において、管理者が相当の理由があると認めるとき。	80／100
利用しようとする日の4日前から前日までに利用許可の取消しを申し出た場合において、管理者が相当の理由があると認めるとき。	50／100
第6条の規定により利用変更を許可された場合において、既納利用料に過納金が生じたとき。	過納金の全額
その他管理者が特に理由があると認めるとき。	管理者が相当と認める額

2 前項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、松阪市ハートフルみくも利用料金還付申請書（様式第4号）に許可書及び領収書を添付して管理者に申請しなければならない。

（連携する施設）

第10条 条例第18条第1項第4号に規定する施設は、次の各号に掲げる施設とする。

(1) 松阪市文化センター条例（平成17年松阪市条例第257号）第2条に規定する施設

(2) 松阪市飯南産業文化センター

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が公益上特に必要があると認める施設

（入場券、プログラム等の届出）

第11条 利用者は、入場券、整理券、会員券等（以下これらを「入場券」という。）を発行して講演会、音楽会、演劇会等（以下これらを「催し物」という。）のために文化センター等を利用する場合は、あらかじめ催し物に関する入場券の発行枚数及びプログラム並びに式次第等で文化センター等の利用順序及び利用内容を明らかにする書類を管理者に届け出なければならない。

（利用等の打合せ）

第12条 利用者は、管理者が必要と認めるときは、文化センター等の利用方法その他必要事項を管理者と打ち合わせをしなければならない。

（整理員の配置）

第13条 利用者は、管理者が必要と認めるときは、文化センター等の内外の秩序を維持するため、整理員を配置しなければならない。

（利用者及び入場者の遵守事項）

第14条 利用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可された以外の施設及び設備器具を使用しないこと。

(2) 許可なしに設備器具を施設外に持ち出さないこと。

(3) 許可なしに火気を使用しないこと。

(4) 許可なしに建物等に張り紙又は釘に類するものを打ち込まないこと。

(5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。

(6) 定められた場所以外で喫煙又は飲食しないこと。

(7) 騒音又は怒声を発し、若しくは暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (8) 利用する文化センター等の定員を超えて入場させないこと。
 - (9) 敷地内において、管理者の許可を受けずに、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為等をしてはならない。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと。
- (職務上の立入り)

第15条 利用者は、管理者の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第16条 利用者は、施設及び設備器具を汚損、損傷、又は滅失したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(利用後の届出及び点検)

第17条 利用者は、文化センター等の利用終了後速やかに原状に回復し、届出のうえ管理者の点検を受けなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター規則（平成17年松阪市教育委員会規則第65号）によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

[illegible]



(松阪市マスコットキャラクター ちゃちゃも)

平成 27 年度松阪市文化センターのあり方市民討議会

松阪市 経営企画部 公共施設マネジメント推進室

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL : 0598-53-4103

FAX : 0598-25-0825

Email : koukyou@city.matsusaka.mie.jp